

大阪市規則第21号

大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東住吉区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第160号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
名称	人員	名称	人員
[略]		[同左]	
[削る]		<u>生活支援担当課長</u>	1
備考 表中の[]記載は注記である。			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。